

登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会（第9回）

日 時：令和6年3月13日（水）15：00～

場 所：登戸区画整理事務所 2階 大会議室

次 第

- | | | |
|---|----------------------|--------|
| 1 | 第8回住所変更検討委員会の内容確認 | ・・・資料1 |
| 2 | 町名アンケートの結果報告 | ・・・資料2 |
| 3 | 町名（案）の採択 | ・・・参 考 |
| 4 | アンケート結果・町名（案）の公表について | ・・・資料3 |
| 5 | その他 | |

【事務局】 川崎市 登戸区画整理事務所 長澤所長 石川担当課長

谷田貝担当係長 岡野

（連絡先）044-933-8571 （メールアドレス）50nobori@city.kawasaki.jp

【アンケートの結果報告】

回答数 1,507 件うち有効回答 1,480 件

(内訳：インターネット回答 1,106 件、アンケート回収箱・郵送・FAX 374 件)

配布数 5,366 通 (内訳：ポスティング 4861 通、地区外権利者へ郵送 505 通)

⇒ 有効回答率 約 27.6%

※上記の配布数には、近隣小学校（登戸小学校、宿河原小学校）に家庭数配布（1,300 通）、区役所及び事務所窓口のアンケート回収箱横に設置したアンケート配布数は含んでおりません。

○回答結果

A 登戸○丁目	B 登戸中央○丁目	C 登戸中町○丁目
<u>1,162</u> 件 (約 78.5%)	<u>244</u> 件 (約 16.5%)	<u>74</u> 件 (5.0%)

〔年齢別回答〕

19 歳以下	(回答数 102 件)	A 79 件	B 20 件	C 3 件
20-39 歳	(回答数 400 件)	A 323 件	B 66 件	C 11 件
40-59 歳	(回答数 522 件)	A 410 件	B 86 件	C 26 件
60 歳以上	(回答数 403 件)	A 311 件	B 59 件	C 33 件
法人の為なし／無回答	(回答数 53 件)	A 39 件	B 13 件	C 1 件

※下記に該当する回答は集計に含まれていません。

- ・氏名について、無記入または苗字のみの回答で対象者が特定できないもの
- ・回答者の属性（居住／法人／土地権利者）が無記入で、事務局で対象者が特定ができないもの
- ・町名の案について回答欄が空欄のもの
- ・2月6日以降に提出されたもの

※複数の属性を有して複数回の回答があった場合（居住者、土地権利者各 1 票）は 1 票のみ有効（法人／個人は別）

【アンケート結果・町名(案)の公表について】

〔住居表示の事例〕

- ・町内会の回覧板や掲示板上にて報告
- ・住居表示実施エリアの住戸にポスティング

⇒検討事項 ①周知時期・・・4月以降

②周知方法・・・登戸10町会の回覧板や掲示板上でのお知らせ

登戸区画整理事務所ホームページに掲載

(お知らせのイメージ) ⇒裏面

**町名(案)が
決定しました!!**

登戸土地区画整理事業に伴い

住所が変わります

アンケート結果（令和6年1月15日～2月5日アンケート実施分）（有効回答数1,480件）

登戸〇丁目

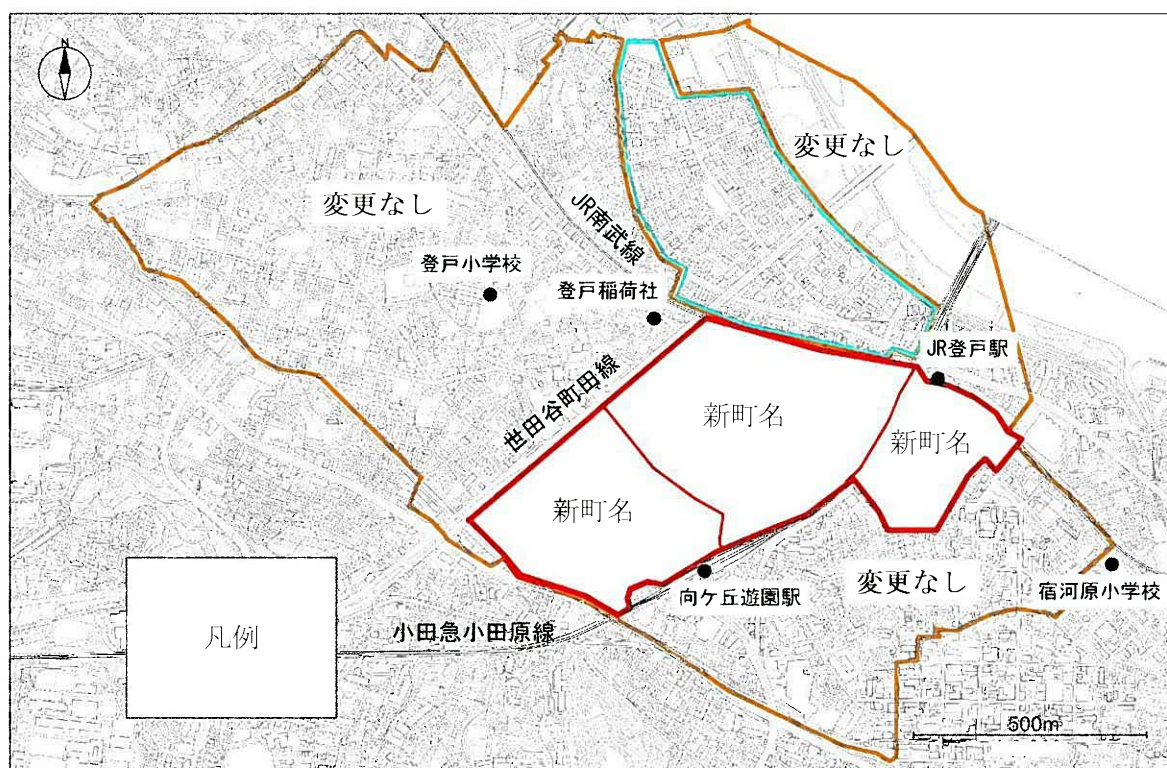
登戸中央〇丁目

登戸中町〇丁目

1,162 件（約 78.5%）

244 件（約 16.5%）

74 件（5.0%）



○登戸土地区画整理事業地区外は変わりません。

記載事項（案）

- ・町名（案）の決定理由
- ・町名が変わる時期についての案内

アンケートへのご協力ありがとうございました。

登戸土地区画整理事業地区住所変更検討委員会

（事務局）川崎市 登戸土地区画整理事務所

【 今後のスケジュール 】

- 本日 : 住所変更検討委員会にて町名（案）の採択
- 令和6年4月 : アンケート結果、町名（案）決定の周知
- 令和6年秋以降 : 川崎市議会に議案として提出し、町名及び町界（案）を審議・議決
: 検討委員会への議会報告及び町名変更しおり（案）への意見
- 令和7年冬 : まちづくりニュースで換地処分後の町名及び町界についての議決報告
- 令和7年頃 : 換地計画の縦覧（画地ごとの町名地番を記載）
- 令和8年以降 : 換地処分を公告し、翌日から新町名・地番（新住所）の利用開始。

【 地番の設定について 】

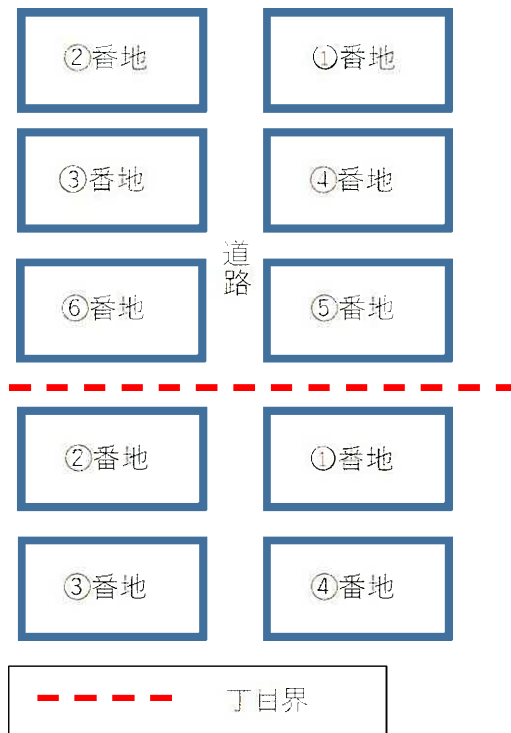
- ・地番の付し方として、多摩区●●□丁目 △番地 ★ となる
親番 枝番

(1) 親番について（案）

地番区域		・町名毎に付す
地番の付し方	宅地	・街路で囲まれた1街区をもって1個の親地番とし、1街区内にある画地は、親地番に枝番を付す（公園は含む） ・鉄道事業者の街区は、後方の地番を付す
	公共用地	・公共用地は、宅地の地番を付した後、100番から付し、枝番は使用しない ・市道認定の範囲、事業計画上の路線番号を踏まえ境界を定め、地番を付す
地番の配列		・千鳥蛇行式 基準点から、蛇行式により東西方向に連続して付す ・進路は、左回転

(例)

★基準点
(JR 登戸駅)

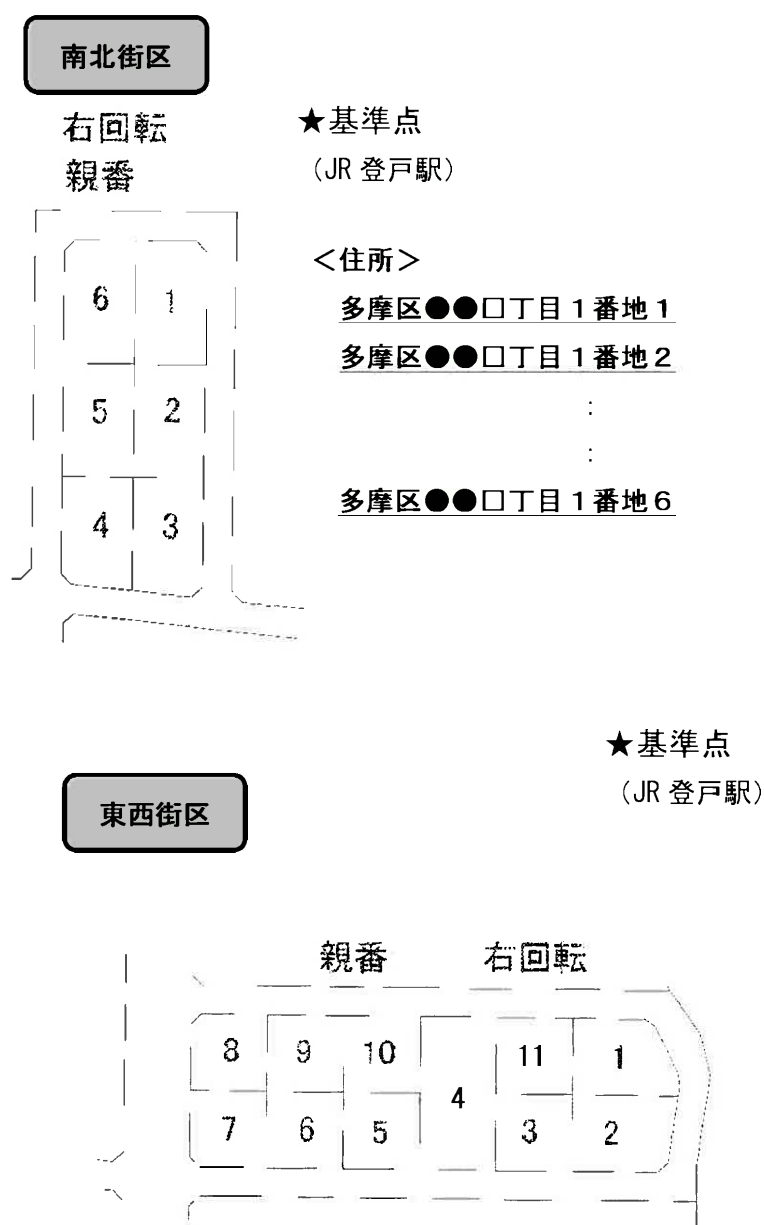


(2) 枝番について

- ・ 枝番の起点(基準点)は親地番に準じ、進路は、右回転（時計回り）とする。
- ・ 正背面路線地は、最初に回ってきた地番で付す。
- ・ 無道路地は、一体利用する地番と連番を付す。

▼ 枝番のふり方（例） 「多摩区●●□丁目1番地1」

※地番（親番及び枝番）の付し方は、事務局で法務局と協議し最終決定となります。



※地番（親番及び枝番）の付し方は、事務局で法務局と協議し最終決定となります。